

耐火構造基準と耐火認定番号一覧

建築基準法と耐火構造

	壁						柱	床	梁	屋根	階段	塔屋						
	外壁		間仕切壁		非耐力壁	耐力壁												
	非耐力壁 延焼のおそれ 有り	耐力壁 無し	非耐力壁	耐力壁														
非損傷性	最上階及び最上階から数えた 階数が2以上で4以内の階	-	-	1時間	-	1時間	1時間	1時間	1時間	30分	30分	最上部						
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				
		最上階から数えた階数が 5以上で14以内の階	-	-	2時間	-	2時間	2時間	2時間	2時間	30分	30分	15	16	17	18	19	20
			最上階から数えた階数が 15以上の階	-	-	2時間	-	2時間	3時間	2時間	3時間	30分	30分	17	18	19	20	
				遮熱性	1時間	30分	1時間	1時間	1時間	-	1時間	-	-	-	-	-	-	-
	遮炎性			-	30分	1時間	-	-	-	-	-	30分	-	-	-	-	-	

- 一 この表において、第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
- 二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。
- 三 この表における階数の算定については、第2条第1項第8号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

耐火性能に関する技術的基準

第107条

法第2条第7号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

非損傷性

左の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ左の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

遮熱性

壁及び床について通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度以上に上昇しないものであること。

遮炎性

外壁及び屋根について屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

耐火構造認定番号一覧

部位	耐火時間	太平洋スプレーコート・ニューシステム(半乾式) 太平洋スプレーコート(乾式)	
		厚さ(最低値) [認定番号]	
はり	1時間	25 [FP060BM-9408]	
	2時間	45 [FP120BM-9411]	
	3時間	60 [FP180BM-9414]	
柱	1時間	25 [FP060CN-9460]	
	2時間	45 [FP120CN-9463]	
	3時間	65 [FP180CN-9466]	
外壁 (非耐力壁)	30分	20 [FP030NE-9304]	
	1時間	30 [FP060NE-9305]	
床	1時間	15 [FP060FL-9128]	
	2時間	20 [FP120FL-9129]	
屋根	30分	10 [FP030RF-9324]	

合成耐火構造認定番号一覧

部位	耐火時間	太平洋スプレーコート・ニューシステム(半乾式) 太平洋スプレーコート(乾式)	
		ALC壁パネル(75mm以上)合成被覆構造	プレキャストコンクリート板(130mm以上)合成被覆構造
		厚さ(最低値) [認定番号]	
はり	1時間	25 [FP060BM-9406]	25 [FP060BM-9407]
	2時間	45 [FP120BM-9409]	45 [FP120BM-9410]
	3時間	60 [FP180BM-9412]	60 [FP180BM-9413]
柱	1時間	25 [FP060CN-9458]	25 [FP060CN-9459]
	2時間	45 [FP120CN-9461]	45 [FP120CN-9462]
	3時間	65 [FP180CN-9464]	65 [FP180CN-9465]